

令和6年10月24日議運資料

品川区議会地震等災害対策本部設置要綱の改正について

1. 改正内容 震災時における本部設置の基準を「震度5強以上」から「震度6弱以上」に改正する。
2. 改正理由 令和5年度に行った品川区地域防災計画大規模修正で、参集基準が変更となったため。
3. 新旧対照表 別紙のとおり
4. 施行予定日 令和6年10月24日

品川区議会地震等災害対策本部設置要綱の一部改正（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>○品川区議会地震等災害対策本部設置要綱</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 品川区議会議長（以下「議長」という。）は、品川区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置されたとき、または、水害その他の災害により必要と認めるときは、品川区議会内に本部を設置することができる。ただし、震度<u>6弱</u>以上の地震が発生したときは、本部を設置するものとする。</p> <p>第3～9条 （省略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年 月 日から施行する。</u></p>	<p>○品川区議会地震等災害対策本部設置要綱</p> <p>第1条 （省略）</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 品川区議会議長（以下「議長」という。）は、品川区災害対策本部（以下「区対策本部」という。）が設置されたとき、または、水害その他の災害により必要と認めるときは、品川区議会内に本部を設置することができる。ただし、震度<u>5強</u>以上の地震が発生したときは、本部を設置するものとする。</p> <p>第3～9条 （省略）</p>